



宮 崎 県 公 報

平成29年11月24日 (金曜日) 第 2949 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 二級建築士の受験資格の一部を改正する告示… (建築住宅課) 1

公 告

- 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修
業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 2
- 収用委員会告示**
- 収用及び使用の裁決手続の開始決定…………… 2

告 示

宮崎県告示第 637号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町津屋野字星ヶ嶺1925-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

宮崎県告示第 638号

二級建築士の受験資格 (平成20年宮崎県告示第 753号) の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。ただし、1の改正規定 (「学校教育法」を「同法」に、「 (平成11年文部省告示第58号) 」を「 (平成21年文部科学省告示第34号) 」に改める部分を除く。) は、平成31年4月1日から施行する。

平成29年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>1 下表 (あ) 欄に掲げる学校において、(い) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(う) 欄に掲げる年数以上の建築実務 (建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。) の経験を有する者</p> <table border="1"> <tr> <td>(あ)</td> <td>(い)</td> <td>(う)</td> </tr> <tr> <td>学校教育法 (昭和22年法律第26号) による 大学又は高等専門学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) (い) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学 (短期大学を除く。) においては大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学においては短期大学設置基準 (昭和50年文部省令第21号) の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校においては高等専門学校設置基準 (昭和36年文部省令第23号) の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校においては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うも</p>	(あ)	(い)	(う)	学校教育法 (昭和22年法律第26号) による 大学又は高等専門学校	[略]		[略]			<p>1 下表 (あ) 欄に掲げる学校において、(い) 欄に掲げる科目を修めて卒業 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) による専門職大学の前期課程にあっては、<u>修了</u>) した後、(う) 欄に掲げる年数以上の建築実務 (建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。) の経験を有する者</p> <table border="1"> <tr> <td>(あ)</td> <td>(い)</td> <td>(う)</td> </tr> <tr> <td>学校教育法による大学又は高等専門学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) (い) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学 (短期大学を除く。) においては大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号) <u>又は専門職大学設置基準 (平成29年文部科学省令第33号)</u> の規定の例によるものとし、<u>同法</u>による短期大学においては短期大学設置基準 (昭和50年文部省令第21号) <u>又は専門職短期大学設置基準 (平成29年文部科学省令第34号)</u> の規定の例によるものとし、<u>同法</u>による専門職大学の前期課程にあっては専門職大学設置基準の規定の例によるものとし、<u>同法</u>による高等専門学校においては高等専門学校設置基準 (昭和36年文部省令第23号)</p>	(あ)	(い)	(う)	学校教育法による大学又は高等専門学校	[略]		[略]		
(あ)	(い)	(う)																	
学校教育法 (昭和22年法律第26号) による 大学又は高等専門学校	[略]																		
[略]																			
(あ)	(い)	(う)																	
学校教育法による大学又は高等専門学校	[略]																		
[略]																			

のとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学
校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行う
ものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校に
あっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58
号）の規定の例によるものとする。

- 2 下表（あ）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学
校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が（い
）欄に掲げる年数以上で、（う）欄に掲げる科目を修めて卒業し
た後、それぞれの区分に応じ、（え）欄に掲げる年数以上の建築
実務の経験を有する者

[略]

（注）（う）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法
による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文
部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法に
よる各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に
準じて行うものとする。

）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大
学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学
校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の
規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法に
よる職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準
の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高
等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領
（平成21年文部科学省告示第34号）の規定の例によるもの
とする。

- 2 下表（あ）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学
校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が（い
）欄に掲げる年数以上で、（う）欄に掲げる科目を修めて卒業し
た後、それぞれの区分に応じ、（え）欄に掲げる年数以上の建築
実務の経験を有する者

[略]

（注）（う）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法
による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文
部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各
種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて
行うものとする。

公 告

平成29年9月13日から10月13日まで実施した家畜人工授精及び家
畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講
番号のとおりである。

平成29年11月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣